

# 令和6年9月定例会 提出議案（概要）

- 議案第126号  
北九州市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について

総務市民局

## 議案第126号

「北九州市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について」

### 1 議案提出理由

マイナンバーカードに搭載している電子証明書については、令和7年度以降、有効期限の更新などの急増が見込まれる。

このため、電子証明書の更新等業務について、市内郵便局10局を取扱郵便局として、新たに指定することにより、急増する業務に備えるもの。

### 2 議案内容

#### (1) 指定期間及び指定する郵便局

指 定 期 間：令和7年7月1日～令和8年3月31日

指定郵便局：門司郵便局、北九州中央郵便局、小倉西郵便局、曾根郵便局、若松郵便局、二島郵便局、八幡郵便局、八幡南郵便局、八幡西郵便局、戸畑郵便局（計10局）

#### (2) 取扱う事務

- ①マイナンバーカード署名用電子証明書の発行及び失効
- ②マイナンバーカード利用者証明用電子証明書の発行及び失効

### 3 関係法令

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（抜粋）

（郵便局の指定等）

第3条 地方公共団体は、前条各号に掲げる事務を郵便局において取り扱わせようとするときは、次に掲げる基準に適合する郵便局を指定するものとする。

(1)～(4) 略

2 地方公共団体は、前項の規定により郵便局を指定しようとするときは、当該郵便局の名称、当該郵便局の郵便局取扱事務及び当該郵便局取扱事務を取り扱う期間を明らかにして、あらかじめ、日本郵便株式会社に協議しなければならない。

3 地方公共団体は、前項の規定による協議が調い、第1項の規定により郵便局を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4 略

5 略